

問Ⅵ - 6 - ③ (別表H)

収支相償(別表A)上の「収入-費用」が零以下の場合、特段問題としないにもかかわらず、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)がマイナスとならないのはなぜですか。

答

1 別表Aと別表Hは、その目的と計算の対象が異なります。別表Aによる収支相償の計算においては、公益目的事業における経常的な収入と費用とを比較して、収入が費用を上回っていないかについて確認しています。一方、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)は公益目的保有財産を除く公益目的事業財産の収支等の差額としての残高を示しています。

例えば、特定費用準備資金の当該事業年度の積立てについてみると、別表Aにおいては費用扱いの整理となりますが、別表Hにおいては公益目的事業収入等で受け入れた公益目的事業財産の残りとして公益目的増減差額を構成します。

2 したがって、正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計において、例えば、利益相当50が生じた際、それをもって特定費用準備資金に50積み立てる場合、別表Aにおいては「収入-費用」が0となります。一方、別表Hにおいては利益相当50を特定費用準備資金に積み立てたとしても費消していないため、当該金額50は翌事業年度以降の公益目的事業財産の費消等の財源として公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)の中に残ることとなります。

3 別表Aの「収入-費用」がマイナスの場合、公益目的事業の実際の財源としては、正味財産増減計算書内訳表の当該事業年度の公益目的事業収入以外の財源により相当額が賄われています。例えば、公益目的事業会計における経常外収益や一般正味財産期首残高、あるいは法人会計の財産等が財源として考えられますが、別表Aにおいては、それらの財源のいずれについても、記載が求められているものではありません。

一方、別表Hにおいては、当該相当額について、公益目的事業財産の増加(受入)として算入する必要があります。その結果、公益目的増減差額(別表H(1)の1欄)はマイナスとはならないこととなります。